

「罰金の保護観察付き執行猶予の活用」についての意見要旨

1 罰金の保護観察付き執行猶予に適すると考えられる事案の存否

- 活用に適する事案として、若年者による比較的軽微な事案のうち、保護観察に服させて犯罪に至る問題の解決を図ることができる事案、親等が罰金を負担し被告人には感銘力が及ばない事案等が考えられる。
- 暴行に至る経緯に飲酒による問題行動があるような事案などは、保護観察付き執行猶予を活用して改善更生を図るのが有用な場合もあると考えられる。
- 資力に乏しい者については、労役場留置の回避という意義があり得るのではないか。

2 現在の運用において罰金の保護観察付き執行猶予が活用されていない理由

- 罰金の保護観察付き執行猶予を改善更生のために積極的に活用する発想がなかったのではないか。
- 略式命令請求事件として、多くの事件を簡易・迅速に処理する中で、保護観察の有効性を検討する契機がなかったのではないか。
- 罰金の執行猶予に保護観察が付されると、かえって自由の制約となるという感覚があったのではないか。

3 罰金の保護観察付き執行猶予の活用に向けた検討課題

- 自由刑の執行猶予に比べると、保護観察に服する心理的強制力が低い場合があることから、適する対象者の選別が必要。
- 検察官が起訴前に保護観察の適否等について保護観察官から聴取するなどの工夫が考えられるのではないか。
- 検察官が適切に事案や対象者を選別するため、必要以上に身体拘束が長くなる事案が生じるのではないか。
- 大半の自白事件が処理されている略式請求手続で活用することが必要。
- 保護観察に服するより罰金刑の執行を望む者もいると考えられることから、被告人の同意を条件とするべきではないか。
- 書面審理で行われる略式手続において保護観察に付する旨の判断が行われると、被疑者の防御の観点から問題があるのではないか。